

小田原市スポーツ振興基本指針の改正案について

小田原市スポーツ振興基本指針概要

1 策定の背景・趣旨

本市は、総合計画において「生涯スポーツの推進」を掲げ、スポーツを通じて健康で生き生きとした社会の実現を目指す中で、市のスポーツ振興における基本的な方向性を示すものとして、目標年次を平成 28 年度とする「小田原市スポーツ振興基本指針」を平成 21 年度に策定しました。

この度、期間の満了となる小田原市スポーツ振興基本指針について、平成 27 年度に実施した「第 2 回小田原市民スポーツアンケート」の結果などをもとに見直しを行い、平成 34 年度を目標年次とする小田原市スポーツ振興基本指針（以下「本指針」という。）を策定します。

※スポーツ振興基本指針と総合計画の推進期間

小田原市総合計画「おだわら TRYプラン」	
前期基本計画 H23～H28	後期基本計画 H29～H34
小田原市スポーツ振興基本指針	
H21～H28	H29～H34

2 現況と課題

2-1 スポーツに対する意識の変化

- ・身近で気軽に楽しめるスポーツや健康・体力づくりへのニーズの増加に対し、参加、継続しやすい環境づくりが必要となっています。

2-2 本市におけるスポーツの実施状況

- ・多忙な生活状況の中、スポーツ実施率（44.3%）を向上させるためには、日常生活の合間にできる運動の紹介やきっかけづくりが重要となっています。

2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ

- ・それぞれが目標に応じたスポーツの普及・発展に寄与していますが、生涯スポーツ社会の実現のために連携した活動が必要です。

2-4 地域スポーツの活性化

- ・地域でのスポーツ参加意欲に比べ、活動団体やスポーツ推進委員の認知度は高くないため、コーディネーターとしてのスポーツ推進委員の育成・支援とともに、人気が高いウォーキングなどによる地域での取り組みの推進が必要です。

2-5 子どもたちの体力向上、スポーツをする機会の創出

- ・子どもたちのスポーツをする機会が減少しているため、スポーツを気軽に、継続的に行える仕組みづくりが必要です。

2-6 高齢者・障がい者のスポーツ

- ・スポーツ活動に生きがいや交流、健康増進が求められる中、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もがスポーツを楽しめるよう、支援や環境づくりが必要です。

2-7 スポーツ施設の整備・充実

- ・多様化する施設へのニーズやスポーツ観の変化を踏まえ、施設運営のあり方を研究することが必要です。

2-8 スポーツ指導者の充実

- ・競技から気軽な運動へ広がりをもせている市民ニーズに対応するため、大学や関係機関と連携して、指導者の充実や活動の多角的な支援が必要です。

2-9 効果的なスポーツ情報の提供・発信

- ・オリンピックなど、トップレベルのスポーツはスポーツ活動への意識を高める好機となるため、効果的に情報提供できるよう取り組んでいくことが重要です。

3 目標

生涯スポーツ社会の実現のため、気軽に、身近な地域や日常生活の中で運動を継続することを目指し、次のとおり定めます。

- 目標1 生涯スポーツを推進するために、幅広く関係機関が連携を図り、一体となった取り組みを展開します。
- 目標2 子どもから高齢者まで、多世代にわたるスポーツ活動を地域ぐるみで推進し、屋外・野外で元気に体を動かせる機会を増やします。
- 目標3 仕事や家事の合間に「日常生活の中でできる運動」をすすめるとともに、スポーツへの意識の高揚を図ります。
- 目標4 数値目標として、スポーツを全くしない人を15%減少させるとともに、成人週1回以上のスポーツ実施率を65%にします。

4 スポーツ振興基本指針

「目標」を達成するため、「する」「みる」「支える」の3つの視点に、日常を意識した「日常生活化」というキーワードを加え、振興を図ります ※【】に表示

●「する」スポーツの振興

生涯スポーツ社会実現のため、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができるよう、「する」スポーツを振興します。

【暮らしの中で気軽に行える運動】

●「みる」スポーツの振興

市民が広くスポーツに興味・関心を持ち、またスポーツへの参加が動機づけられるよう、「みる」スポーツを振興します。

【オリンピック・パラリンピック等を契機とした、日常とスポーツの融合】

●「支える」スポーツの振興

豊かなスポーツ活動が促進できるよう、関係団体の連携や施設整備など、ハードとソフトの両面から「支える」スポーツを振興します。

【スポーツとコミュニティの活性化】

5 策定時期

平成29年3月